ご遺族のための
おくやみハンドブック

さまざまなお手続きのご案内

今後、保険証返納や未支給・遺族年金請求、各種振込・引落口座変更など、さまざまなお手続き（申請・届出）が必要となります。

「おくやみコーナー」では、　ご遺族の負担を軽減できるよう、亡くなられた方に関するさまざまな手続きについて、１箇所でご案内いたします。

三田市役所　市民課　おくやみコーナー
電　話　　０７９－５５９－５２２７
ＦＡＸ　　０７９－５６０－２１０１

◆すべての手続きがおくやみコーナーでできるものではありません。

1.おくやみコーナーで行える手続き

区分	対象	主な手続き	必要なもの	担当課
世帯	住民票の世帯主 （世帯員が複数名いる場合）	■世帯主変更届	世帯員の本人確認資料	市民課　住基担当 Ⅰ階　5番窓口 【電話】559-5044 【FAX】560-2101
年金	国民年金・厚生年金に加入中の人 国民年金・厚生年金を受給中の人	■死亡届 ■未支給年金請求 ■遺族基礎・厚生年金請求 ■死亡一時金請求 ■寡婦年金請求	亡くなった人の年金手帳や年金証書等に記載の基礎年金番号をご準備のうえ、 西宮年金事務所　TEL：0798-33-2944 へご連絡ください。（郵送可） ※共済年金に加入・受給されていた方は、各共済組合にご連絡ください。	市民課　年金担当 Ⅰ階　7番窓口 【電話】559-5067 【FAX】560-2101
介護	65歳以上の人 または 介護認定を受けている人	■介護保険料の精算 ■介護保険被保険者証等の返還 ■介護給付費受領申立書（支給にかかる口座変更） ■送付先変更	・亡くなった人の介護保険被保険者証【ピンク】 ・(該当の人のみ)亡くなった人の介護保険負担割合証【黄】 ・(該当の人のみ)亡くなった人の介護保険負担限度額認定証【水色】 ・相続人代表となる人の振込先口座がわかるもの	介護保険課 Ⅰ階　1番窓口 【電話】559-5077 【FAX】563-1447
高齢者	GPS端末の貸与がある人	■GPS端末の返還	・GPS端末 ・窓口に来られた人の身分証明書	高齢者支援課 （高齢者福祉係） 4階 D24番窓口 【電話】559-5070 【FAX】563-7776
	SOSネットワークに加入している人	■SOSネットワークの廃止	・窓口に来られた人の身分証明書	
	認知症高齢者等個人賠償責任保険に加入している人	■保険の廃止	・窓口に来られた人の身分証明書	
保険	市国民健康保険に加入している人、または 市国民健康保険に加入している人のいる世帯主の人	■国民健康保険税の精算 ■資格確認書の返還 ■各種認定証の返還 ■送付先変更	亡くなった人の資格確認書 各種認定証 ・世帯主が死亡された場合、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、加入者全員の資格確認書・各種認定証 ・世帯主が死亡された場合、相続人代表となる人の振込先口座がわかるもの ※送付先変更の際は本人確認書類が必要となります。	国保医療課 （国保資格係） Ⅰ階　8番窓口 【電話】559-5050 【FAX】559-2636
		■葬祭費支給申請	・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの （会葬礼状、葬祭の領収書及び明細書等） ※確認できない場合は、喪主の本人確認書類 （運転免許証等）と葬祭費申立書が必要です。 ・葬祭費の振込先口座がわかるもの （原則として喪主の口座） ※喪主と口座名義人が異なる場合は、喪主の本人確認書類 (運転免許証等）と委任状が必要です。	国保医療課 （給付係） Ⅰ階　8番窓口 【電話】559-5050 【FAX】559-2636
	後期高齢者医療保険に加入している人	■資格確認書、特定疾病療養受療証の返還 ■送付先の変更	・亡くなった人の資格確認書 ・亡くなった人の特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ） ・送付先変更の際は申請者の本人確認書類が必要となります。	国保医療課 （後期高齢者医療係） Ⅰ階　8番窓口 【電話】559-5049 【FAX】559-2636
		■葬祭費支給申請	・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの （会葬礼状、葬祭の領収書及び請求書等） ※確認できない場合は、喪主の 本人確認書類 （運転免許証等）と葬祭費申立書が必要です。 ・葬祭費の振込先口座がわかるもの （原則として喪主の口座） ※喪主と口座名義人が異なる場合は、喪主の本人確認書類 (運転免許証等）と委任状が必要です。	
		■後期高齢者医療保険料の精算	相続人代表となる人の振込先口座がわかるもの	

『相続人代表』・・・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。
所有権や相続割合等を決めるものではありません。

区分	対象	主な手続き	必要なもの	担当課
税	市・県民税が課税されている人	■市・県民税に関する相続人代表者届出書の提出	相続人代表者となる人の本人確認書類（運転免許証等） ※郵送での提出は本人確認書類の写しの添付が必要です。 ※被相続人と同一世帯に相続人がいる場合は届出の必要はありません。	税務課（市民税係） ２階　32番窓口 【電話】559-5053 【FAX】563-5697
	原動機付自転車等（三田市ナンバー)の車両を所有している人	■名義変更 ■廃車	●名義変更 ・申請者の本人確認ができるもの ・標識交付証明書（紛失の場合はお伝えください） ●廃車の場合 ・ナンバープレート ・申請者の本人確認ができるもの ・標識交付証明書（紛失の場合はお伝えください）	税務課（税務管理係） ２階　31番窓口 【電話】559-5052 【FAX】563-5697
	固定資産税が課税されている人	■相続人代表者指定届 ■納税管理人変更・廃止申請書	・相続人の本人確認資料 ・相続人であることが分かる書類 ※戸籍(除籍)謄本の写し・死亡届の写し等 (三田市内で同居されている相続人の場合には不要) ※書類で関係性が確認できなければ、死亡された方宛に郵送いたします。	税務課（資産税係） ２階　33番窓口 【電話】（土地）559-5054 【電話】（家屋・償却資産）559-5055 【FAX】563-5697
	未登記家屋をお持ちの人	■家屋補充課税台帳登録事項変更届 （未登記家屋変更届）	・届出人の本人確認資料 ・新たに所有者となる人(相続人)の印鑑（実印）と印鑑証明書の写し ・遺産分割協議書の写し・遺言証書等の写し	
	市税の口座振替を利用されている人	■口座振替の廃止又は、登録変更	●口座の廃止 ・口座情報のわかるもの ●口座名義人の変更 ・新規で申込みされる人の通帳、キャッシュカードなどの口座情報のわかるもの ・印鑑(金融機関届出印) ※印鑑レス口座は各金融機関のホームページを確認し手続きしてください	税務課（税務管理係） ２階　31番窓口 【電話】559-5052 【FAX】563-5697
障害	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの人	■手帳返還届	亡くなった人の手帳	障害福祉課 １階　14番窓口 【電話】559-5075 【FAX】562-1294
	自立支援医療受給者証をお持ちの人	■自立支援医療受給者証返還届	自立支援医療受給者証	
	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置）を受給している人	■資格喪失届	相続される人の振込先口座がわかるもの	
	ゆずりあい駐車場利用証をお持ちの人	■兵庫ゆずりあい駐車場利用証返却届	兵庫ゆずりあい駐車場利用証	
	兵庫県心身障害者扶養共済制度加入者または受給権者の人	■加入者死亡：年金支給申請 ■受給権者死亡届・弔慰金支給申請（年金未受給の人）	右記にお問い合わせください。	
	有料道路ETC割引を受けている人	■障害者割引ETC利用登録削除依頼書	なし	
福祉医療	(高齢)重度障害者医療費助成を受給している人	■受給者証の返還 ■振込先口座の変更	・亡くなった人の（高齢)重度障害者医療費受給者証 ・相続人代表となる人の振込先口座がわかるもの ・相続人代表となる人の本人確認書類	国保医療課（給付係） １階　８番窓口 【電話】559-5050 【FAX】559-2636
	乳幼児等・こども医療費助成、母子家庭等医療費助成、高齢期移行助成を受給している人	■受給者証の返還	亡くなった人の医療費受給者証	

『相続人代表』・・・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。
所有権や相続割合等を決めるものではありません。

区分	対象	主な手続き	必要なもの	担当課
こども	児童手当支給対象の児童 児童手当を受給している人	■受給事由消滅届 ■額改定届（減額） ■未支払請求書 ■認定請求書	●児童手当受給者 ・変更後の受給者名義の通帳またはキャッシュカード ・児童名義の通帳またはキャッシュカード （未支払い手当が生じる場合）	こども政策課 ２階　23番窓口 【電話】559-5072 【FAX】563-3611
	児童扶養手当支給対象の児童 児童扶養手当を受給している人	■資格喪失届 ■額改定届（減額） ■死亡届・未支払 手当請求書	●児童扶養手当支給対象の児童 ・児童扶養手当証書 ●児童扶養手当受給者 ・児童扶養手当証書 ・児童名義の通帳またはキャッシュカード （未支払い手当が生じる場合）	
	特別児童扶養手当受給対象児童 特別児童扶養手当を受給している人	■資格喪失届 ■額改定届（減額） ■受給者死亡届 （未支払手当請求書）	●特別児童扶養手当受給者 ・児童名義の通帳またはキャッシュカード （未支払い手当額が生じる場合）	
	保育所、認定こども園等を利用している児童及び同居の家族	■教育・保育給付認定に係る申請内容変更届	変更内容を証する書類 （市が公簿上確認できる内容は除く）	保育振興課 ２階　22番窓口 【電話】559-5073 【FAX】563-3611
	公立幼稚園・公立認定こども園在園児の保護者	■教育・保育給付認定に係る申請内容変更届	変更内容を証する書類 （市が公簿上確認できる内容は除く）	幼児教育振興課 ２階　21番窓口 【電話】559-5232 【FAX】563-3611
	放課後児童クラブ入所児童と同居の家族	■記載事項変更届		こども育成課 （児童クラブ係） ２階　B15番窓口 【電話】559-5046 【FAX】563-3611
市営住宅	市営住宅の名義人が死亡し、新たに名義人になる同居人	■市営住宅承継承認 手続き	・市営住宅承継承認申請書 ・死亡届の写し	生活福祉課 １階　15番窓口 【電話】559-5051 【FAX】562-1294
	市営住宅の名義人が死亡し、市営住宅を退去される人	■市営住宅返還手続き	・市営住宅返還届 ・市営住宅敷金還付請求書（敷金がある場合のみ） ・死亡届の写し 退去に伴う現場立会が必要ですので、 事前に右記にお問い合わせください。	
	市営住宅の名義人ではない同居人が死亡された場合	■市営住宅入居者 異動手続き	・市営住宅入居者異動届 ・死亡届の写し	
上水道	水道名義人	■水道の閉栓・ 名義変更届	右記にお問い合わせください。	水道お客さまセンター ３号庁舎　１階 【電話】559-5157 【FAX】559-6031
	水道料金を引落している口座の名義人	■水道料金等口座振替 ・自動払込利用申込書	右記にお問い合わせください。	

区分	対象	主な手続き	必要なもの	担当課
下水道	下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯	■世帯人数の変更	汚水排除量（変更）申告書	水道お客さまセンター 3号庁舎　1階 【電話】559-5157 【FAX】559-6031
	下水道事業受益者 負担金及び分担金を納付中の人	■受益者の変更 ■登録口座の変更	受益者変更 ・受益者変更届 登録口座の変更 ・口座振替依頼書 ・振替口座がわかるもの(預貯金通帳等) ・口座名義人の印鑑（銀行届出印）	経営管理課 3号庁舎　2階 【電話】559-5120 【FAX】559-0440
	浄化槽を設置している人	浄化槽管理者の名義変更又は休止届	浄化槽管理者の名義を変更する場合は報告書の提出が必要です。 浄化槽の使用を休止する場合は休止届が必要です。	下水道課 ３号庁舎　２階 【電話】559-5122 【FAX】559-0440
墓地	三田市霊苑個別墓所を使用している人	■霊苑個別墓所 使用権承継申請書等	承継手続き、焼骨埋蔵の手続き等が必要です。 右記にお問い合わせください。	環境政策課 本庁舎　４階 D27番窓口 【電話】559-5064 【FAX】562-3555
	三田市霊苑合葬式墓所の生前申請をしている人	■霊苑合葬式墓所 焼骨埋蔵届等	申し込み内容により手続きが必要です。 右記にお問い合わせください。	
犬	犬を所有している人	■犬の登録事項変更届	所有者変更手続きが必要です。 右記にお問い合わせください。	
し尿	し尿処理を申請している人	■し尿処理の廃止 又は名義変更	廃止又は名義変更手続きが必要です。 右記にお問い合わせください。	クリーンセンター 【電話】563-4533 【FAX】563-6672
粗大ゴミ	大型の家具や電気製品など 指定袋に入らないもの		右記にお問い合わせください。	クリーンセンター 予約専用ダイヤル 【電話】559-1212

2．おくやみコーナー以外で行う手続き

<table>
<tr><th>区分</th><th>対象</th><th>主な手続き</th><th>必要なもの</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">高齢者</td><td>緊急通報装置の貸与がある人</td><td>■緊急通報装置の撤去・返還</td><td colspan="2" rowspan="3">申請時の地域包括支援センターに連絡し、
手続きを行ってください。

■　三田市地域包括支援センター
【電話】559-5941【FAX】559-5707
■　フラワー地域包括支援センター
【電話】553-3600【FAX】553-3601
■　ウッディ地域包括支援センター
【電話】553-1077【FAX】553-7023
■　藍地域包括支援センター
【電話】568-3900【FAX】568-0810
■　三輪北・小野・高平地域包括支援センター
【電話】560-3080【FAX】560-3071
■　広野・本庄地域包括支援センター
【電話】568-5777【FAX】568-7555</td></tr>
<tr><td>紙オムツ等の給付を受けている人</td><td>■紙オムツ等の給付停止</td></tr>
<tr><td>食の自立支援サービスを利用されている人</td><td>■配食サービスの停止</td></tr>
<tr><td>こども</td><td>就学援助費・
特別支援教育就学奨励費の支給を受けている人</td><td>■振込先口座の変更</td><td>振込先口座がわかるもの</td><td>学校教育課　学務担当
南分館４階

【電話】559-5136
【FAX】559-6900</td></tr>
<tr><td>農業</td><td>（未支給年金）
農業者年金を受給していた人が死亡した場合、その生計を同一にしていた三親等内の親族

（死亡一時金）
農業者年金の保険料を納めている人が死亡した場合、その生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹</td><td>■農業者年金
死亡関係届出書</td><td>・農業者年金証書
・死亡日が確認できる書類（戸籍謄本）
・届出人と受給者のつながりを示す書類（戸籍謄本）
・未支給年金を請求する方の振込先口座がわかるもの</td><td>(受付)JA各支店

(問い合わせ)
農業委員会事務局
本庁舎５階　E13番

【電話】559-5178
【FAX】556-8153</td></tr>
</table>

区分	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
税・遺言書・相続放棄	国税関係	■相続税手続き ■所得税・消費税 申告手続き	事前に右記へお問い合わせください。 ※所得税の申告 相続の開始があったことを知った日（多くの場合は亡くなった日）の翌日から４か月以内 ※相続税の申告と納付 相続の開始があったことを知った日（多くの場合は亡くなった日）の翌日から10か月以内	兵庫税務署 078-576-5131
	不動産登記関係	■土地・家屋等 移転登記	事前に右記へお問い合わせください。 ・登記申請書 ・戸籍謄本 ・除籍謄本　等	神戸地方法務局 三田出張所 079-563-2707
	遺言書	■検認・開封	事前に右記へお問い合わせください。 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本 ・印鑑　等	神戸家庭裁判所 家事部　家事申立受付係 078-521-5930
	相続放棄	■相続放棄の申立	事前に右記へお問い合わせください。 ・亡くなった方の除籍謄本 ・相続放棄する方の戸籍謄本　等 ※相続の開始があったことを知った日（多くの場合は亡くなった日）から３か月以内	
	普通自動車	■自動車税に関すること及び名義変更等に関すること	税金（自動車税）については、右記へお問い合わせください。	伊丹県税事務所 072-785-7451
			普通自動車の名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	兵庫陸運部 050-5540-2066
	軽四輪及び二輪 （125cc以上）	■名義変更 または廃車	事前に右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	軽四輪 軽自動車検査協会 兵庫事務所 050-3816-1847 二輪 兵庫陸運部 050-5540-2066
保険・預貯金等	生命保険 等	■死亡保険金の請求 ■入院給付金の請求等	事前に手続き先へお問い合わせください。 ・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本 ・死亡診断書　等	加入していた生命保険会社
	預貯金口座 等	■口座の凍結解除	事前に手続き先へお問い合わせください。 ・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑登録証明書　等	各金融機関等
	株式 等	■名義変更	事前に手続き先へお問い合わせください。 ・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑登録証明書　等	証券会社等
	国債	■記名変更 ■償還金受領	事前に手続き先へお問い合わせください。 ・国債（又は証券保管証書） ・記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍謄本 ・印鑑　等	償還金支払場所 又は 証券保管証書に記載の郵便局
	クレジットカード	■解約	手続き先へお問い合わせください。	各契約会社

区分	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
公共料金等	固定電話・携帯電話	■名義変更・解約	手続き先へお問い合わせください。	各契約会社
	インターネット	■名義変更・解約	手続き先へお問い合わせください。	各契約会社
	ＮＨＫ受信料	■名義変更・解約	右記へお問い合わせください。	NHK受信料の窓口 0120-151515 （フリーダイヤル） 050-3786-5003 （有料）
	電気・ガス料金 等	■名義変更・解約	手続き先へお問い合わせください。	各契約会社
	ケーブルテレビ	■名義変更・解約	手続き先へお問い合わせください。	各契約会社
免許等	運転免許証	■返納手続き	警察署または運転免許センターで 手続きを行ってください。	三田警察署 079-563-0110
	パスポート	■返納手続き	旅券事務所またはパスポートセンターで 手続きを行ってください。	兵庫県旅券事務所 078-222-8700
その他	特定医療費(指定難病) 受給者証	■返還届	右記へお問い合わせください。	兵庫県阪神北県民局 宝塚健康福祉事務所 0797-72-0054
	被爆者健康手帳	■返還手続き	右記へお問い合わせください。	兵庫県健康福祉部 疾病対策課 原爆被爆者相談室 078-361-8604

各種証明書（住民票の写し、戸籍謄本・抄本等）の発行について

各種手続き内容によっては、市役所で発行できる証明書（住民票の写し、戸籍謄本・抄本、税に関する証明書等）が必要な場合があります。
事前に各手続き先等に必要書類をご確認いただくことをお勧めします。

【市役所で発行できる証明書】
住民票の写し、戸籍謄本・抄本、除籍謄本・抄本、印鑑登録証明書、納税証明書、所得・課税証明書、評価証明書　等
※各種証明書の発行には所定の手数料が必要です。

【取扱窓口】
市役所市民課、広野市民センター、フラワータウン市民センター、藍市民センター、ウッディタウン市民センター、高平ふるさと交流センター、有馬富士共生センター、さんだ市民センター、本庄ふれあいセンター（※ただし、交付できる証明は限られます。）

【本人確認書類】
・顔写真付きの公的証明（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）いずれか１点
・顔写真のないもの（資格確認書、各種医療証、年金手帳等）　いずれか２点
※印鑑登録証明書については、印鑑登録証（さんだシティカード）の提示が必要です。

■住民票の写しについて
本人および同一世帯に属する人以外の人は、委任状が必要です。

■税に関する証明書について
納税証明書、所得・課税証明書、評価証明書等は、本人および同一世帯の親族以外の人の場合は委任状が必要です。

■戸籍謄本・抄本、除籍謄本・抄本について
その戸籍に記載されている人またはその配偶者、直系血族（祖父母、父母、子、孫等）以外の人が申請する場合は、委任状が必要です。
※戸籍謄本・抄本等は、手続内容によってはお申し出により原本を返却される場合がありますので、各手続き先等にお問い合わせください。

戸籍の広域交付（本籍地以外の戸籍謄本）について

〔取扱窓口〕
市役所市民課　（市民センター等ではお取り扱いできません。）
〔対象の証明書〕
戸籍謄本（全部事項証明書）、除籍謄本、改製原戸籍謄本
（戸籍抄本、除籍抄本、システム化されていない紙管理の戸籍・除籍謄本、戸籍・除籍の附票の写しは取り扱いできませんので、本籍地に請求してください。）
〔申請できる人〕
本人、配偶者、直系血族（祖父母、父母、子、孫等）のみに限られます。
（委任状による請求、第三者請求、郵送請求は不可です）。
〔本人確認方法〕
顔写真付きの公的証明（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）が必要です。（資格確認書等写真がないものは不可です）。
※三田市本籍の戸籍より、発行まで時間がかかります（３日～１週間程度かかる場合があります。届出状況によってはそれ以上かかる場合もあります）

問い合わせ先　　三田市役所　市民課　証明発行担当　　電話　０７９－５５９－５０６８
FAX　０７９－５６０－２１０１

委任状に関するご案内

戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を、代理の方が行われる場合は、委任状が必要となりますので、次頁以降にご記入の上切り離してご利用ください。

※委任状は任意の様式でも有効です。

※委任状には委任される権限事項を明確に記入してください。

※代理人は本人確認資料（運転免許証、資格確認書など）を提示してください。

【お問い合わせ】

市民課　証明登録係（証明発行担当）

☎　079－559－5068

FAX　079－560－2101

※委任者が自筆で記入してください。

※記入漏れがあったり、委任内容が具体的に書かれていない場合は申請を受け付けられない場合があります。

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

三　田　市　長　宛

住　　所

（委任者）

氏　　名　　㊞

［電話　　（　　）　　］

私は、下記の者を代理人と定め、（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）について

の権限を委任します。

住　　所

（代理人）

氏　　名

見 本

委　任　状

令和〇〇年〇月〇日

三 田 市 長　 宛

住　　所　　**三田市三輪2丁目1番1号**

（委任者）

氏　　名　　**三　田　　太　郎**　　㊞

［電話　　（　　）　　］

私は、下記の者を代理人と定め、（**三田太郎の住民票の写し１通の取得**）についての権限を委任します。

住　　所　　**神戸市中央区下山手通5丁目10番1号**

（代理人）

氏　　名　　**兵　庫　　花　子**

※委任される事項を明確にしてください
※代理人は本人確認資料（運転免許証、健康保険証等）を提示してください。

個人番号及び住民票コード入り住民票は本人と同一世帯以外の方が申請する場合は、本人の住所地へ郵送します。
（当日のお渡しはできません。）

あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度

相続登記の申請（令和６年４月１日から義務化）をはじめとする各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」。この制度を利用することで、各種相続手続で戸除籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要

●本制度を利用しない場合

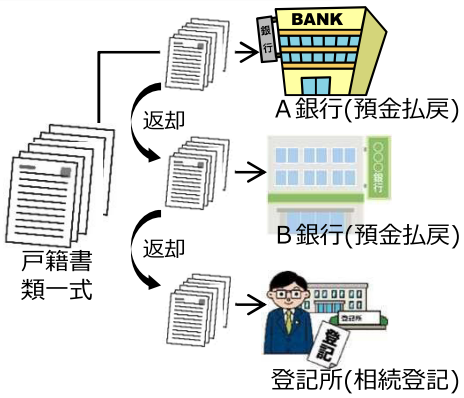

●本制度を利用した場合

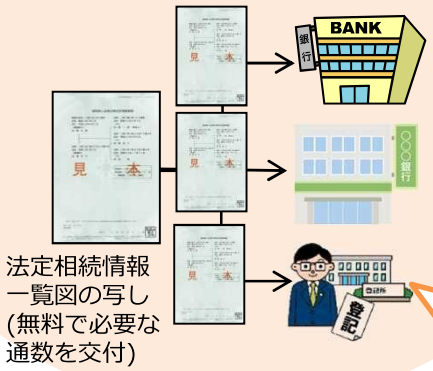

ポイント！

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

さらに！

令和６年４月１日から、法務局で行う不動産登記の申請等手続では、申請書に法定相続情報番号を記載することで、一覧図の写しの添付を省略できます！

手続の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の３ＳＴＥＰ！～

ＳＴＥＰ１
必要書類の収集

ＳＴＥＰ２
法定相続情報一覧図の作成

ＳＴＥＰ３
申出書の記入・登記所へ申出

法定相続情報一覧図の写しの交付

戸除籍謄本等の束の代わりとして各種相続手続へお使いください。

令和６年４月１日から申請義務化！
不動産の相続登記をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、法務局ホームページ でもご覧いただけます。

神戸地方法務局
電話０７８－３９２－１８２１

法務省 MINISTRY OF JUSTICE

（令和６年４月１日改訂）

※　このお知らせは、固定資産税の納税義務者の方すべてに送付させていただいております。
　　お知らせの内容に該当しない方にも送付しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

空き家になる前に備えましょう

誰も住まなくなった住宅は、瓦の落下や庭の草木が伸びるなど、ご近所に迷惑をかけることがあります。
空き家になったらどうなるか知っていただき、空き家になる前に備えていただきますようお願いいたします。

知っていただきたいこと

●維持管理する責任があります。

住宅は個人の財産です。空き家の場合でも、適正に維持管理する責任(努力義務)があります。

●空き家の放置は事故につながります。

万一事故が発生した場合は、空き家の所有者が責任を負うことになります。

●固定資産税の特例解除される可能性があります

劣化が進み、第三者の命や財産に悪影響を及ぼす可能性が高い場合、固定資産税の住宅用地特例(減税)が解除される可能性があります。

いまから出来る備えがあります

●親族で話し合いましょう。

病気やケガで急に空き家になることもあります。
前もって誰が相続するのか、誰が空き家を管理するのかを話し合っておきましょう。

●連絡先を伝えておきましょう。

空き家になったときに備えて、普段からご近所と連絡が取りあえる関係をつくりましょう。

●片づけておきましょう。

思い出が詰まった物の処分は気が進まないですが、身内であっても残された物を片付けるには時間やお金が必要です。元気な内に片付けましょう。

空き家等に関する各種問合せ先

維持管理してほしい

遠方にお住まい等により、ご自身で空き家の維持管理が難しい場合は、三田市シルバー人材センターに依頼することもできます。

(公社)三田市シルバー人材センター　　TEL:079-564-7501

売りたい・貸したい

「空き家バンク制度（詳細は裏面）」等の空き家の利活用に関する相談を行っています。
また、家を売却した場合の査定価格や解体費の目安を右記 QR コードのサイトで確認できます。

都市デザイン課（空き家担当）　　TEL:079-559-5128

リフォームしたい

「ひょうご住まいサポートセンター」のホームページから、リフォーム業者の情報を検索できます。

〇リフォームする前に「景観計画」の届出が必要です（市内全域）

住宅の外壁の塗替え、フェンスの設置や生垣等の植栽の撤去等といった外観の変更を伴うリフォームは、リフォーム工事の 30 日前までに「景観計画」に基づく届出が必要です。

都市デザイン課(景観担当)　　TEL:079－559-5118

空き家の利活用を考えてみませんか？

空き家バンク

市では、空き家の売却や賃貸を希望する方の物件情報を居住で利用希望する方に情報提供する「空き家バンク」を開設しています。
(一社)兵庫県宅地建物取引業協会三田・丹波支部と連携し、ご相談から物件査定、売買・賃貸借契約の手続きまでサポートすることで、売買・賃貸でお悩みの空き家も含めた流通に取り組んでいます。ぜひ、空き家でお困りの方はお気軽にご相談ください。

※物件の状態や立地により登録できない場合があります。

<空き家バンクの特徴>

- 不動産事業者で断られやすい農村地域(市街化調整区域)の物件も取り扱います。
- 登録された物件の８割以上が1年以内の取引で流通しています。
- 農地と空き家の一体的な流通も行っています。

問合せ先
三田市都市デザイン課
TEL:079-559-5128
FAX:079-559-7400

空き家の維持管理について

維持管理費の一例(目安)

種別	費用（年額）	備考
固定資産税等	6.0 万円	土地･建物
光熱費	3.6 万円	電気 1,000 円/月 水道 2,000 円/月
自治会費	1.0 万円	
維持管理費等	7.0 万円	草刈等 ２万円×2 回 交通費 ５千円×6 回
合計	**17.6 万円**	

空き家を正しく管理しないと、たちまち劣化します。
空き家の維持管理には、主に上記のような費用が発生します。お早めの売却、賃貸（空き家バンク制度など）といった空き家の利活用への検討をお願いします。
もし、お悩みの場合は、各種相談会（右記を参照）へのお申込みや都市デザイン課へお問合わせください。

各種相談会

◆不動産無料相談会
内　容：不動産取引についての相談
相談日：奇数月の第３木曜日
連絡先：兵庫県宅地建物取引業協会 三田・丹波支部
（TEL:079-563-2169）

◆住まいの相談会(無料)
内　容：相続、売却、利活用など住まいについての相談
相談日：毎月第３水曜日
連絡先：移住定住促進課（TEL:079-555-6776）

◆建築無料相談会
内　容：耐震改修等リフォームについての相談
相談日：毎月第４金曜日
連絡先：審査指導課（TEL:079-559-5119）

※詳細は市ホームページまたは広報誌の（「相談窓口・電話」欄）をご確認ください。

(26 都政3-001A4)